

大和市告示第51号

大和市成年後見制度申立等費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市成年後見制度申立等費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市成年後見制度申立等費用助成事業実施要綱（平成21年大和市告示第105号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく審判に係る費用並びに当該審判並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条の規定に基づく審判の請求による審判（以下「成年後見開始等の審判」という。）により付された成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を助成することにより、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の適切な利用を促進することを目的とする。

第2条中「助成対象」を「助成の対象」に改め、同条第1号中「（以下「成年後見開始等の審判」という。）」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 成年後見人等に対する報酬

第3条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

助成の対象となる者は、成年後見開始等の審判により成年後見人等を付された者（以下「本人」という。）のうち、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は市外の社会福祉施設等に入所し、若しくは病院に長期入院したことにより本市から転出した者（転出先の市町村において費用助成に係る援護を受けることが困難な状況等にある者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

第3条第1項第3号中「前2号」を「前号」に改める。

第4条を次のように改める。

（申請者）

第4条 第2条第1号の費用の助成を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 成年後見開始等の審判を請求した者
- (2) 本人
- (3) 本人の配偶者又は4親等内の親族

2 第2条第2号の報酬の助成を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本人
- (2) 成年後見人等

第5条第1項中「助成を受けようとする成年後見制度利用者」を「前条第1項に掲げる者は、第2条第1号の費用に対する助成を受けようとするとき」に、「成年後見制度利用助成申請書」を「大和市成年後見制度利用助成申請書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前条第2項に掲げる者は、第2条第2号の報酬の助成を受けようとするときは、事前に市長と協議の上、大和市成年後見制度利用助成申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 収入支出の状況が判明するもの
- (2) 課税の状況が判明するもの
- (3) 家庭裁判所が決定した報酬に関する書類の写し
- (4) 成年後見登記事項証明書（成年後見人等が申請する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第1項中「申請者の資産状況の変化等によりこの要綱による助成の理由が消滅したとき、又は著しく変化したと認める」を「助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本人の資産状況の変化等により、第3条第1項に規定する者に該当しなくなったとき又は助成の理由が消滅若しくは著しく変化したと市長が認めたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 本人の成年後見開始等の審判が取り消されたとき。

第10条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第3号中「支出額」を「成年後見人等による後見等業務における支出額」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「に係る」を「の費用の」に、「成年後見人制度利用助成実績報告書」を「大和市成年後見人制度利用助成実績報告書」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「申請者」を「助成決定者」に、「助成要件」を「者」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(助成金の交付等)」に改め、同条第1項中「申請者」を「者(以下「助成決定者」という。)」に、「成年後見人制度利用助成請求書」を「大和市成年後見人制度利用助成請求書」に改め、同条第2項中「請求者に支給し」を「助成決定者に交付し」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「(助成の決定)」に改め、同条第1項中「前条」を「第5条」に改め、同条第2項中「成年後見人制度利用助成決定(却下)通知書」を「大和市成年後見人制度利用助成決定(却下)通知書」に、「申請者」を「第5条の規定により申請した者」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(助成額)

第6条 助成の額は、次に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号の費用 当該費用の全額又は一部の額
- (2) 第2条第2号の報酬 家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬の額の範囲内で市長が定める額(月額28,000円(施設等に入所している場合は月額18,000円)を上限とする。)

(報酬助成期間)

第7条 第2条第2号の報酬に対する助成の期間は、家庭裁判所が決定した期間(以下「報酬助成期間」という。)とする。

2 本人の死亡等により、報酬助成期間のうち1月に満たない期間があるときは、前条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する上限額に12を乗じた額を365で除して得た額に、当該1月に満たない期間の日数を乗じて得た額を月額の上限額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表中「第11条」を「第13条」に改め、同表第1号様式の項様式の名称の欄中「成年後見人制度利用助成申請書」を「大和市成年後見人制度利用助成申請書」に改め、同表第2号様式の項様式の名称の欄中「成年後見人制度利用助成決定(却下)通知書」を「大和市成年後見人制度利用助成決定(却下)通知書」に改め、同項関係条文の欄中「第6条」を「第8条」に改め、同表第3号様式の項様式の名称の欄中「成年後見人制度利用助成請求書」を「大和市成年後見人制度利用助成請求書」に改め、同項関係条文の欄中「第7条」を「第9条」に改め、同表第4号様式の項様式の名称の欄中「成年後見人制度利用助成実績報告書」を「大和市成年後見人制度利用助成実績報告書」に改め、同項関係条文の欄中「第9条」を「第11条」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。